

第31回長崎大学学長選考会議議事要旨

- 1 日 時 平成26年1月23日(木) 15:40～16:45
- 2 場 所 長崎大学事務局第3会議室
- 3 出席者 13名
崎元, 宮崎, 宮脇, 森岡, 矢野, 山路, 下川, 中山, 田井村, 石松, 小路,
福永, 調の各委員
- 4 欠席者 1名
中村委員
- 5 配付資料
 - (1) 長崎大学学長選考会議委員名簿 (資料1)
 - (2) 第30回長崎大学学長選考会議議事要旨 (資料2)
 - (3) 学長選考関係規則の見直し(平成25年3月22日学長選考会議) (資料3)
 - (4) 平成26年 学長選考会議等日程(案) (資料4)
 - (5) 第1次学長候補者の推薦について (資料5)
 - (6) 長崎大学学長候補者選考学内意向投票管理委員会委員の選出について (資料6)
 - (7) 大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ) (資料7-1)
 - (8) 国立大学法人長崎大学 中期目標 (資料7-2)
 - (9) 学長選考関係規則 (参考資料)

議事に先立ち、議長から、13名の委員の出席があり、本会議の成立要件(10名)を満たしている旨の説明があった。

次いで、議長から、資料1により平成25年度に新たに就任した福永委員、下川委員、田井村委員及び小路委員の紹介があり、各自から挨拶があった。

6 議事要旨の確認等について

議長から、平成25年3月22日開催の前回学長選考会議の議事要旨については、事前に案をお送りし御確認いただき、資料2のとおり確定している旨の報告があった。

7 学長選考関係規則の見直し内容について

議長から、平成25年3月22日開催の前回学長選考会議において学長選考関係規則を改正した旨の紹介があった後、事務局から、資料3に基づき、当該改正の概要について説明があった。

8 議事

(1) 長崎大学学長候補者の選考日程について

議長から、①現長崎大学学長が平成26年9月30日付けで任期満了となるので、長崎大学学長候補者の選考に関する規則(以下「規則」という。)第3条第1項により学長選考会議において次期の長崎大学学長候補者の選考を行う必要があること、②同条第2項でその選考は任期が満了する日の2月前となっているので、平成26年7月31日

までに選考を行う必要があること、③規則第6条で選考日程は学長選考会議が定めることになっているので、当該選考日程について審議願いたい旨の提案説明があった。

次いで、事務局から、資料4に基づき、学長選考会議の開催日、学内意向投票の実施日等の選考日程（案）について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

(2) 第1次学長候補者の推薦依頼について

議長から、規則第7条で学長選考会議は教育研究評議会及び経営協議会学外委員に第1次学長候補者の推薦を求めることとなっているので、その依頼文書について審議願いたい旨の提案説明があった。

次いで、事務局から、資料5に基づき、長崎大学教育研究評議会議長宛の推薦依頼文書（案1）及び長崎大学経営協議会学外委員宛の推薦依頼文書（案2）について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、議長から、了承された依頼文書については、最後の議事(4)「長崎大学の学長像について」に関係するので、当該議題の審議結果を受けて確定させることとしたい旨の補足説明があった。

(3) 長崎大学学長候補者選考学内意向投票管理委員会の設置について

議長から、規則第11条で学長選考会議は学内意向投票を管理するため、長崎大学学長候補者選考学内意向投票管理委員会を置くこととなっており、同条第2項でその組織が規定されているので、当該委員会を設置すること、及び各部局等へ当該委員会委員の選出を資料6のとおり依頼することを認めていただきたい旨の提案説明があった。

次いで、事務局から、資料6に基づき、各部局等へ当該委員会委員の選出を依頼する文書（案）について説明があった。

以上の提案、説明を受けて、審議が行われた結果、新学部設置に伴う学内意向投票管理委員会の組織規定を見直すことを条件に、当該委員会を設置すること、及び各部局等への委員選出の依頼文書は了承された。

なお、新学部設置に伴う学内意向投票管理委員会の組織に係る改正規定については、本会議の書面会議により近々に審議することとした。

(4) 長崎大学の学長像について

議長から、平成25年12月24日開催の中央教育審議会大学分科会で取りまとめられた「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」について資料7-1により概要の説明があった後、今回の学長選考に際して、本会議が「長崎大学の学長像」を示すことに関し意見をいただきたい旨の提案説明があった。

大要次のような意見交換があった後、本会議として「長崎大学の学長像」を示す方向で検討することとなり、書面会議、必要に応じて本会議を開催して審議を重ね、議事(1)で決定した選考日程を踏まえて、本年3月開催の教育研究評議会に示せるようにすることを目途に当該学長像について結論を出すことにした。

これを受けて、議事(2)で了承された第1次学長候補者の推薦依頼文書は、「長崎大学の学長像」を示すこととなった場合には書き加えて依頼することになるので、当該

学長像が決定するまで保留することにした。

また、候補者に提出させる抱負に関しても、規則第8条第4項に基づいた適切な内容となるように、上記の依頼文書の中に記載要領を盛り込むことにした。

- 長崎大学の学長選考が当該ガバナンス改革（審議まとめ）を受けた最初の事例になるようなので、その趣旨に沿った選考が行われたかが問われるのではないか。
- 国立大学改革プランにあるように、改革加速期間中の改革への取組成果ということで、今回の学長選考の在り方が次の第3期中期目標期間の運営費交付金の算定に影響が出ることも考えられる。
- 求めるべき学長像は、大学がやろうとしている計画の主要な項目を挙げて作るとよいのではないか。
- 次の学長は第3期中期目標に関わることになるので、求めるべき学長像の作成に当たり、資料7-2の第2期中期目標を参考にしてよいのか疑問であるし、中期目標は具体的すぎるのではないか。
- 求めるべき学長像は、学長選考会議がどの程度まで書けるのか疑問である。曖昧にしていけば抽象的になってしまうし、具体的にと言われてもイメージがわからない。
- 中教審の審議まとめ（資料7-1）29ページ冒頭の一節が求めるべき学長像を書いているのではないか。この部分を基に書くのが妥当ではないか。
- 上記の部分についてはもう少し踏み込んで、教育、研究、社会貢献、大学運営等を具体的に、また、教育、研究に関しては長崎大学の特徴も加えたような表現にしてはどうか。
- 面接を行うことになっているので、面接を行う際の観点として、こういうことができる人という点を考えればよいのではないか。
- 候補者には抱負を記載した書面を提出させることにしているが、学長選考会議が求める趣旨の内容を書かせるようになっているか。
- 求めるべき学長像は、長崎大学の規則に本学の目的を規定しているなので、当該目的を基に書くことも一方法である。
- 中教審の審議まとめ（資料7-1）は拘束力があるのか。
- 現時点では中教審の提言という段階であり、今後これが制度化されれば従うことになる。

9 次回以降の学長選考会議の開催日程について

事務局から、学長候補者選考のための審議に関しては、議事(1)で決定した選考日程により次のとおり2回の開催を予定していること、また、学長像を決定するための審議に関しては、書面会議や、必要に応じて日程調整の上本会議を開催させていただきたいことの説明があった。

- ① 平成26年6月16日（月）午後
- ② 平成26年7月18日（金）午後

※ 上記①及び②の学長選考会議はいずれも午後の時間帯で、本年4月に新委員が確定した後に具体の時間を調整させていただくこと。

以上